

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(団体名) ITS Japan

(住所) 〒105-0003

とうきょうとみなとくにししんばし

東京都港区西新橋 2-11-4 西新橋立川ビル

てらじま だいさぶろう

(代表者) 寺島 大三郎

(TEL) [REDACTED]

(E-MAIL) [REDACTED]

ITS Japan は、関係団体・企業と学識経験者等から構成され、関係四省庁と連携し、ITS の研究開発・実用化の促進活動と国際協力を進めることを目的とした団体です。

当団体としては、電波は、有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことは十分に認識しており、また、貴省の電波有効利用のための種々の取組みに敬意を表すところです。

しかしながら、貴省の「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」において、従来電波利用料徴収対象外であった免許不要局から新たに電波利用料を徴収することの是非が提案されております。

ITS は、最先端の情報通信関連技術を活用して、人と道路と車両を一体システムとして構築し、渋滞、交通事故、環境の悪化などの道路交通問題の解決、物流の効率化、新たな産業の創出等幅広い社会経済効果が期待されるシステムですが、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば、ITS の普及促進の阻害要因になることを危惧致します。

別紙に「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関する意見を提出致します。